



新潟県



発行 新潟県

号外 4

平成30年 3 月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 28 新潟県財務規則の一部を改正する規則(財政課)
- 29 新潟県物品会計規則の一部を改正する規則(出納局管理課)

訓 令

- 7 新潟県文書規程の一部改正(法務文書課)
- 8 新潟県財務規則により資金前渡職員を置く組織の一部改正(出納局管理課)

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第28号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次長 新潟県行政組織規則第189条第1項に規定する次長（自治研修所次長を除き、次長を2人以上置く場合は、事務職員の次長（事務職員の次長を2人置く場合は、事務所長の指定する次長）に限る。）、同条第2項に規定する副館長、東京事務所副所長（副所長を2人以上置く場合は、総務を担当する副所長に限る。）、自治研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、<u>大阪事務所副所長</u>、新潟テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）第21条第1項及び第27条第1項に規定する次長及び副館長（副館長を2人以上置く場合は、事務所長の指定する副館長に限る。）、新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）第28条第1項（同規則第42条の16第6項及び第49条第12項において準用する場合を含む。）、第42条の8第5項、第49条第18項及び第50条の6第3項に規定する事務長並びに新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）第59条第1項に規定する副署長及び次長をいう。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 係長 新潟県行政組織規則第170条第1項に規定する係長、同規則第171条に規定する行政調査員、同規則第177条第2項に規定する政策企画員、同規則第178条に規定する危機対策専門員、同規則第179条に規定する企画監査員、同規則第</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次長 新潟県行政組織規則第189条第1項に規定する次長（自治研修所次長を除き、次長を2人以上置く場合は、事務職員の次長（事務職員の次長を2人置く場合は、事務所長の指定する次長）に限る。）、同条第2項に規定する副館長、東京事務所副所長（副所長を2人以上置く場合は、総務を担当する副所長に限る。）、自治研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、新潟テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）第21条第1項及び第27条第1項に規定する次長及び副館長（副館長を2人以上置く場合は、事務所長の指定する副館長に限る。）、新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）第28条第1項（同規則第42条の16第6項及び第49条第12項において準用する場合を含む。）、第42条の8第5項、第49条第18項及び第50条の6第3項に規定する事務長並びに新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）第59条第1項に規定する副署長及び次長をいう。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 係長 新潟県行政組織規則第170条第1項に規定する係長、同規則第171条に規定する行政調査員、同規則第177条第2項に規定する政策企画員、同規則第178条に規定する危機対策専門員、同規則第179条に規定する企画監査員、同規則第</p>

192条第1項に規定する係長、同規則第211条第1項に規定する課長代理、同条第2項に規定する総括所長代理、同条第3項に規定する所長代理（大阪事務所所長代理に限る。）、新潟県教育委員会組織規則第22条第1項及び第28条第1項に規定する係長、新潟県立学校管理運営に関する規則第28条の2第1項（第42条の8第6項、第42条の16第6項、第49条第12項及び第50条の6第4項において準用する場合を含む。）に規定する係長並びに議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び新潟県警察の予算経理を分掌する課の係長をいう。

(9)～(19) (略)

(出納員の設置)

第7条 (略)

2 前項の出納員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1)～(3) (略)

(4) 事務所所属出納員 当該事務所等の次長又は副部長等（佐渡地域振興局農林水産振興部にあつては副部長等又は漁政課長、新潟県警察組織規則第60条第1項に規定する会計官が置かれている警察署にあつては会計官）の職にある者（次長及び副部長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する課長の職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する参事、副参事又は係長の職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長、参事、副参事及び係長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の長の職にある者又は会計管理者が指定する者）

(5) (略)

3～5 (略)

(精算の確認)

第126条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの精算額については、資金精算書以外の書類で確認することができる。

(1) 社会保険料（労働保険料を除く。以下この号において同じ。）に係る資金を前渡した場合又は第132条第1項第1号、第2号、第4号、第6号及び第9号に定める額をもって資金を前渡した場合において、その支払金額が当該前渡した金額と同一で、かつ、支払の際（社会保険料又は同号に掲げる経費に係る場合にあつては、支払後）に領収書を徴したことを確認したもの

192条第1項に規定する係長、同規則第211条第1項に規定する課長代理、同条第2項に規定する総括所長代理、新潟県教育委員会組織規則第22条第1項及び第28条第1項に規定する係長、新潟県立学校管理運営に関する規則第28条の2第1項（第42条の8第6項、第42条の16第6項、第49条第12項及び第50条の6第4項において準用する場合を含む。）に規定する係長並びに議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び新潟県警察の予算経理を分掌する課の係長をいう。

(9)～(19) (略)

(出納員の設置)

第7条 (略)

2 前項の出納員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1)～(3) (略)

(4) 事務所所属出納員 当該事務所等の次長又は副部長等（佐渡地域振興局農林水産振興部にあつては副部長等又は漁政課長、新潟県警察組織規則第60条第1項に規定する会計官が置かれている警察署にあつては会計官）の職にある者（次長及び副部長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する課長の職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する参事、副参事又は係長（大阪事務所にあつては、所長代理）の職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長、参事、副参事及び係長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の長の職にある者又は会計管理者が指定する者）

(5) (略)

3～5 (略)

(精算の確認)

第126条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、資金精算書以外の書類で確認することができる。

(1) 第132条第1項第1号、第2号、第4号、第6号及び第9号に定める額をもって資金を前渡した場合において、その支払金額が当該前渡した金額と同一で、かつ、支払の際（同号に係る場合にあつては、支払後）に領収書を徴したことを確認したもの

(2) (略)
3・4 (略)

(資金前渡の限度額)

第132条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超えることができない。

(1)～(4) (略)

(5) 若草寮に入所する児童に係る経費 1月分の予定額として需用費、役務費及び扶助費の合計 6万円

(6)～(12) (略)

2 (略)

附 則

1～19 (略)

20 (略)

別表第1 (第2条関係)

名 称	所管組織
(略)	
(略)	(略)
(略)	
津南中等教育学校	
<u>川西高等特別支援学校</u>	
(略)	
(略)	

別表第5 (第8条関係)

会計職員の名 称	会計職員を置く組織	会計職員に充てる者
財務現金取扱員	(略)	
	事務所	(略)

(2) (略)
3・4 (略)

(資金前渡の限度額)

第132条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超えることができない。

(1)～(4) (略)

(5) 若草寮に入所する児童に係る経費 1月分の予定額として需用費4万円及び役務費2万円

(6)～(12) (略)

2 (略)

附 則

1～19 (略)

20 本庁の支出負担行為担当者は、当分の間、長期避難地域立地事業者（平成16年新潟県中越地震により居住者等の避難のための立退きが必要となつた地域において事業を再開した事業者であつて、知事が別に定める基準を満たすものをいう。以下この項において同じ。）から購入し、又は長期避難地域立地事業者に製造を請け負わせる物品（1件の予定価格が第72条第1号又は第2号に定める額を超えない物品に限る。）の購入又は製造の請負に関する契約を締結しようとするときは、第84条の規定にかかわらず、出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をすることを要しない。

21 (略)

別表第1 (第2条関係)

名 称	所管組織
(略)	
(略)	(略)
<u>川西高等学校</u>	
(略)	
津南中等教育学校	
(略)	
(略)	

別表第5 (第8条関係)

会計職員の名 称	会計職員を置く組織	会計職員に充てる者
財務現金取扱員	(略)	
	事務所(大 <u>阪事務所を</u> <u>除く。)</u>	(略)
	大阪事務所	会計事務を担当する所

<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>別記 (第78条関係) 建設工事請負基準約款 第 8 条 (略)</p> <p><u>(受注者の契約の相手方となる下請負人の社会保険等加入義務等)</u></p> <p>第 8 条の 2 <u>受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者 (建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約 (受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。</u></p> <p>(1) <u>健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条の規定による届出</u></p> <p>(2) <u>厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第27条の規定による届出</u></p> <p>(3) <u>雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第 7 条の規定による届出</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をしたことを確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。</u></p>					(略)		(略)			<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;">長代理 (所長代理が置かれていない場合にあつては、主査) の職にある者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>別記 (第78条関係) 建設工事請負基準約款 第 8 条 (略)</p>			長代理 (所長代理が置かれていない場合にあつては、主査) の職にある者		(略)		(略)		
	(略)																		
(略)																			
		長代理 (所長代理が置かれていない場合にあつては、主査) の職にある者																	
	(略)																		
(略)																			

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記建設工事請負基準約款第 8 条の次に 1 条を加える改正は、同年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 平成29年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成30年 3 月31日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる課又は事務所の平成29年度に係る会計事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課又は事務所において処理するものとする。

県民生活・環境部県民スポーツ課 産業労働観光部観光局交流企画課 " " 観光振興課 川西高等学校	県民生活・環境部スポーツ課 産業労働観光部観光局観光企画課 " " " " " 国際観光推進課 十日町高等学校
---	---

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第29号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(物品出納員の設置及び任命)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる物品出納員は、それぞれの区分に従い、当該各号の者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務所物品出納員 <u>会計事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課長及び係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者又は会計管理者が指定する職員</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(物品取扱員の設置及び任命)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 物品取扱員は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務所 <u>物品管理事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課長及び係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者又は会計管理者が指定する職員</u></p>	<p style="text-align: center;">(物品出納員の設置及び任命)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる物品出納員は、それぞれの区分に従い、当該各号の者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務所物品出納員 <u>ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める者</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ア 事務所（大阪事務所を除く。） 会計事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課長及び係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者又は会計管理者が指定する職員</u></p> <p style="text-align: center;"><u>イ 大阪事務所 会計事務を担当する所長代理（所長代理が置かれていない場合にあつては、主査）の職にある者</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(物品取扱員の設置及び任命)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 物品取扱員は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務所 <u>ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める者</u></p>

<p>ては、係長)の職にある者(係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者)、課長及び係長が置かれていない場合にあつては物品管理事務を担当する主査(主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事)の職にある者又は物品管理職員が指定する者</p> <p>3 (略)</p>	<p>ア 事務所(大阪事務所を除く。)物品管理事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長(係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長)の職にある者(係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者)、課長及び係長が置かれていない場合にあつては物品管理事務を担当する主査(主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事)の職にある者又は物品管理職員が指定する者</p> <p>イ 大阪事務所 物品管理事務を担当する所長代理(所長代理が置かれていない場合にあつては、主査)の職にある者</p> <p>3 (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第 7 号

本 庁
地 域 機 関

新潟県文書規程（昭和60年 3 月新潟県訓令第 2 号）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から実施する。

平成30年 3 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第 2（第65条関係）		別表第 2（第65条関係）	
記 号	課 名	記 号	課 名
(略)		(略)	
ス ポ	ス ポ ー ツ 課	県スポ	県 民 ス ポ ー ツ 課
(略)		(略)	
観 企	観 光 企 画 課	観 企	交 流 企 画 課
国 観	国 際 観 光 推 進 課	観 振	観 光 振 興 課
(略)		(略)	

◎新潟県訓令第 8 号

部 局
事 務 所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）により資金前渡職員を置く組織（昭和57年 3 月新潟県訓令第 9 号）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から実施する。

平成30年 3 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第 1 項第 5 号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年 4 月 1 日から実施する。	新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第 1 項第 5 号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年 4 月 1 日から実施する。
(略)	(略)
(略)	<u>小出特別支援学校川西分校</u>
	(略)